

## 議会運営委員会

令和元年11月12日（火）

午前9時59分開会

○村田委員長 おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開きます。

最初に、市長より御挨拶をいただきます。

○加藤市長 おはようございます。

議員の皆様には、お忙しい中、毎週末に開催いたしております各種イベントに御参加いただきまして本当にありがとうございます。

本日は、令和元年第3回臨時会のための議会運営委員会を開催していただき、まことにありがとうございます。

本臨時会に上程いたします議案につきましては、議案第71号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてと、報告第13号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）であります。

提出議案の詳細につきましては総務課長より説明いたさせます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○村田委員長 ただいま市長から御挨拶をいただきましたけれども、議会運営委員会の事項書といたしましては、まず、臨時会の提出議案について、2項目めに、会期及び議事日程（案）について、その他の項として、説明員の出席について総務課より説明がありますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それでは総務課長。

○下村総務課長 それでは、令和元年第3回尾鷲市議会臨時会への提出議案について御説明いたします。

今回の提出議案につきましては、台風19号及び10月18日から19日にかけて降り続いた豪雨により、市内各所に被害が発生しましたので、その復旧等に係る補正予算案を上程するものであります。

議案書の1ページ、議案第71号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてにつきましては、お手元の補正予算書（第5号）及び予算説明書をもって御説明いたします。

予算書の1ページをごらん願います。

今回の補正予算計上額は、歳入歳出それぞれ4,332万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億650万5,000円とするものであります。

続きまして、10ページ、11ページをごらん願います。

歳入ですが、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金120万円の増額補正は、先月の19号台風及び集中豪雨により発生した行野浦漁港の漂着物処理業務委託料に対する補助金であります。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金612万8,000円の増額補正は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

次に、21款市債、1項市債、9目災害復旧債3,600万円の増額補正は、説明欄にありますように、それぞれの施設の災害復旧事業債であります。

次のページ、歳出ですが、5款農林水産業費、4項水産業費、3目漁港管理費150万9,000円の増額補正は、台風19号等で発生した行野浦漁港の漂着物処理業務委託料であります。

次に、9款教育費、5項社会教育費、5目文化財保護費59万9,000円の増額補正は、台風19号等により被災した熊野古道、八鬼山道の路肩2カ所の崩落修繕料であります。

次に、10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目現年発生農林水産業施設災害復旧費690万円の増額補正で、内訳といたしましては、林道酒醒川線ほか2路線及び雨駄農業用水路の修繕料が140万円、林道龍の谷線災害復旧工事費150万円、林道小杉線ほか7路線の災害復旧工事費が200万円、上岡農道支線の災害復旧工事費が200万円であります。

次に、2項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生公共土木施設災害復旧費3,432万円の増額補正で、内訳といたしましては、市道及び河川等市内24カ所の路肩崩落等復旧修繕費が1,313万円、次のページにまたがりませんが、市道及び河川等市内27カ所の土砂堆積、流木等の処理に係る災害復旧手数料が889万円、岡の川護岸崩落復旧工事に係る設計積算業務委託料が940万円、早田地内市道舗装、洗掘に係る復旧工事費290万円であります。

5ページに戻っていただきます。

第2表地方債補正につきましては、先ほど説明いたしました災害復旧事業に係るもので、限度額、起債方法、利率、償還方法は記載のとおりであります。

次に、議案書 2 ページをごらん願います。

報告第 13 号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）につきましては、4 ページの事故の概要のとおり、本年 7 月 31 日午前 11 時 30 分ごろ、市内天満浦地内の本市が管理する敷地内において設置してあるグレーチングが、不安定な状態で設置していたため、車両が通行した際はね上がり、車両左側面部の冷却用コンデンサーに損害を与えたもので、10 月 4 日に相手方法人と修繕料 13 万 7,104 円の 3 割となる 4 万 1,131 円を損害賠償額とする示談が成立したことから、地方自治法 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

以上で、提出議案等の説明とさせていただきます。

○村田委員長　　ただいま総務課長より、臨時会における提出議案、それから報告について御説明がございましたけれども、これについて御意見、御質疑がございます方は御発言願いたいと思いますが、別段ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　　ないようでありますので、議案第 71 号と報告第 13 号につきましては、今臨時会に上程をすることといたします。

次に、会期及び議事日程について、事務局より説明をさせます。

○高芝議会事務局長　　それでは、事項書 2 番目の会期及び議事日程（案）について説明させていただきます。

会期は、11 月 18 日月曜日の 1 日間の予定でございます。

会議は、午前 10 時開会とさせていただきます。

審議の内容でございますが、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、議案上程、提案説明、質疑、委員会付託。これは、先ほど執行部より説明がありました議案第 71 号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について、こちらのほうでございます。委員会付託の後、本会議を休憩していただきまして、第 2、第 3 委員会室において行政常任委員会を開催していただき、付託議案の審査を行っていただき、委員会終了後、本会議を再開し、付託議案の審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行っていただきます。

次に、報告第 13 号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）の報告案件 1 件につきまして、報告、質疑を行っていただき、閉会となる予定でございます。

なお、議案質疑発言通告書の提出期限につきましては、11 月 15 日金曜日の午前 11 時までとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、ただいま議案付託表（案）のほうを通知いたしましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村田委員長 会期及び議事日程（案）についての説明がございました。

ただいま報告のありました会期、議事日程について御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 ないようでありますので、会期及び議事日程については、ただいまの説明どおり進めていきたいと思っております。

次に、その他の項で、説明員の出席について総務課長より説明を求めたいと思っております。

○下村総務課長 臨時会の出席につきましては、三役と、議案71号関係で、財政課、水産農林課、建設課、生涯学習課、報告13号関係で、商工観光課、それと政策調整課、総務課ということでよろしいでしょうか。

○村田委員長 出席について、以上のとおりでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 では、そのとおりで出席をお願いいたします。

それから、その他の項でありますけれども、別段ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 ないようでありますから、議会運営委員会を閉じたいと思うんですけれども、ここで皆さんに少し御報告をしておきたいと思っておりますけれども、議員定数の検討委員会については、今アンケートの集計をしておりますので、もう少し時間をいただきたいということが一つ。

それから、議会運営委員会として正副委員長とそれから議長等にも今からお話をしなければならぬんですが、試みとして、議会改革の一つとして、できれば中学生あたりの子ども議会、これの開催を一度検討したい。それとあと一つは、1常任委員会設置のときにありましたように、自由討論についても検討し、今後、議会改革を進めていきたいと思っておりますので、この辺につきましては、正副議長とも十二分に話をして進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議会運営委員会を閉じます。

（午前10時11分 閉会）